

2018年4月3日

関係各位

野村證券株式会社

## **「Nomura Work Style Innovation(ノムラ・ワークスタイル・イノベーション)」 のさらなる推進について**

野村證券株式会社(代表執行役社長:森田敏夫、以下「当社」)は、昨年から、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮し、活躍することができる働きやすい環境を整備するため、「Nomura Work Style Innovation(ノムラ・ワークスタイル・イノベーション)」\*に取り組んでいます。この取り組みをさらに推進するため、新たに次の施策を行っていくことにしました。

### 1. 二次検査休暇の新設

健康経営の一層の推進に向け、人間ドック休暇に加えて特別休暇を新設します。会社が定める健康診断(人間ドックを含む)の受診結果に基づき再受診する社員に対して、有給の特別休暇を付与することで、精密検査等の必要な社員に早期受診を促し、社員の生活習慣病等の重症化防止につなげ、社員の健康保持・増進を目指します。

### 2. 年次有給休暇等の時間単位取得の導入

社員の仕事と生活の調和、年次有給休暇の取得推進のため、年次有給休暇等を時間単位で取得できるようにします。2018年10月以後の開始を予定しています。

### 3. 資格取得に対する支援の拡充

社員がプライベートな時間を活用して行う自己研鑽へのサポートを拡充し、社員の能力開発および資格取得を支援するとともに、意欲的な社員のモチベーション維持・向上を図ります。CFP、日商簿記2級および宅地建物取引士に関して当社が指定する通学講座、通信講座およびeラーニング(オンライン)講座を受け、一定の条件を満たした社員に対し、その費用を全額、さらに対象期間中に合格した社員には資格一時金を支給します(CFPは1人あたり10万円、日商簿記2級、宅地建物取引士については1人あたり5万円)。

このほか、その他の福利厚生施策として、つみたてNISAに奨励金を付与します。これは、社員の資産形成を支援するとともに、つみたてNISAによる福利厚生制度を率先して導入することによって同制度の普及促進を図るものです。奨励金は、社員の払込み金額の3%とし、2018年9月より運用を開始します。

野村グループは今後も、働くすべての人材が心身ともに健康で、自身の持てる力を十分発揮できる働き方を実現させ、顧客満足と社員満足の相乗効果を高め、いかなる環境においても持続可能な企業価値を実現できるよう取り組んでいきます。

※ 2017年2月22日付ニュースリリース「給与水準の引き上げおよび『Nomura Work Style Innovation(ノムラ・ワークスタイル・イノベーション)』の推進について」をご参照ください。

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20170222/20170222.pdf>

以上